

## 道路運送法 施行規則 部分抜粋

(2024年4月1日 改訂施行)

### 第四章 自家用自動車の使用

(法第78条第2号の者)

第48条 法第78条第2号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（1947年法律第67号）第260条の二第7項に規定する認可地縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会
- 九 労働者協同組合
- 十 営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の四第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

(自家用有償旅客運送)

第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（1998年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（1970年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第51条の二九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
  - イ 身体障害者福祉法（1949年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
  - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（1950年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者
  - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（1960年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
  - ニ 介護保険法（1997年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
  - ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
  - ヘ 介護保険法施行規則（1999年厚生省令第36号）第140条の六二の四第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
  - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(有償運送の許可申請)

第 50 条 法第 78 条第 3 号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運送需要者
- 三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量
- 四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域
- 五 有償運送を必要とする理由

(自家用有償旅客運送の種別)

第 51 条 法第 79 条の二第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 交通空白地有償運送
- 二 福祉有償運送

(申請書の記載事項)

第 51 条の二 法第 79 条の二第 1 項第 3 号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域
- 二 事務所の名称及び位置
- 三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 四 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第 1 号及び前号に掲げる事項

(法第 79 条の二第 1 項第 5 号の事項)

第 51 条の二の二 法第 79 条の二第 1 項第 5 号の国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅客の運送の手配に係るサービスの提供とする。

(申請書に添付する書類)

第 51 条の三 法第 79 条の二第 1 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第 48 条第 2 号及び第 10 号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図
  - イ 路線
  - ロ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項
- 三 法第 79 条の四第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類（第 51 条の 7 第 2 号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）
- 五 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第 51 条の十六第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書類

- 七 福祉自動車（第 49 条第 2 号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第 51 条の十六第 3 項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 第 51 条の十七第 1 項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 九 第 51 条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 十 第 51 条の二十五第 1 項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 十一 第 51 条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿
- 十三 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- 十四 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第 75 条の十二第 2 項に規定する申請書の写しその他の同条第 1 項の許可の見込みに関する書類

#### （運送の区域）

- 第 51 条の四 法第 79 条の二第 1 項第 3 号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第 51 条の七第 2 号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。
- 2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

#### （自家用有償旅客運送者登録簿）

- 第 51 条の五 法第 79 条の三第 1 項の自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）は、第 2 号様式によるものとする。
- 2 権限行政庁は、法第 79 条の三第 3 項の登録簿を当該権限行政庁の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

#### （登録証）

- 第 51 条の六 権限行政庁は、法第 79 条の三第 1 項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録の有効期間
  - 三 名称及び住所
  - 四 自家用有償旅客運送の種別
  - 五 路線又は運送の区域
  - 六 事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

(法第 79 条の四第 1 項第 5 号の協議が調っていないとき)

第 51 条の七 法第 79 条の四第 1 項第 5 号の協議が調っていないときは、法第 79 条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

- 一 地域公共交通会議等において協議が調っているとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 10 項の協議を経て作成し、又は変更された同条第 2 項に規定する地域公共交通計画（以下単に「地域公共交通計画」という。）において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められているとき。

(申請者に対する意見聴取)

第 51 条の八 地域公共交通会議を主宰する市町村長若しくは都道府県知事又は協議会を組織する地方公共団体は、法第 79 条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議等において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置)

第 51 条の九 法第 79 条の四第 1 項第 6 号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有
- 二 第 51 条の十六第 1 項に規定する運転者の確保
- 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第 51 条の十六第 3 項に規定する運転者その他の乗務員の確保
- 四 特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、第 51 条の十六の二第 1 項第 1 号に規定する特定自動運行保安員の確保
- 五 第 51 条の十七第 1 項に規定する運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備
- 六 第 51 条の二十四に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備
- 七 第 51 条の二十五第 1 項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備
- 八 第 51 条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

(有効期間の更新の登録)

第 51 条の十 法第 79 条の六第 1 項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 登録番号
  - 三 自家用有償旅客運送の種別
  - 四 第 51 条の二に規定する事項
  - 五 運送しようとする旅客の範囲
  - 六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の更新登録申請書には、第 51 条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 14 号までに掲げる書類については、既に権

限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 3 第1項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
- 4 第51条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第79条の三第1項」とあるのは「法第79条の六第2項において準用する法第79条の三第1項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

#### (変更登録)

第51条の十一 法第79条の七第1項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 登録番号
  - 三 自家用有償旅客運送の種別
  - 四 変更しようとする事項及び変更予定期日
  - 五 新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
  - 六 現に行っている事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあつては、その旨
- 2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第51条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの
  - 二 第51条に規定する自家用有償旅客運送の別を変更し、又は第51条の二第1号に掲げる路線若しくは運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類（第51条の七第2号に該当する場合にあつては、当該変更又は増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）
  - 三 登録証
- 3 権限行政庁は、法第79条の七第2項において準用する法第79条の三第1項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第1項の申請をした者に交付するものとする。

#### (法第79条の七第1項の事由)

第51条の十二 法第79条の七第1項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- 一 運行している路線に係る道路又は橋梁りよの損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなつたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

#### (軽微な事項の変更の届出等)

第51条の十三 法第79条の七第3項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別（交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）

- 四 事務所の名称及び位置
  - 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
  - 六 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る。）
  - 七 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所（当該一般旅客自動車運送事業者の変更を伴わない場合に限る。）
  - 八 自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第 3 号及び第 5 号に掲げる事項
- 2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を権限行政庁に提出しなければならない。
    - 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
    - 二 登録番号
    - 三 自家用有償旅客運送の種別
    - 四 変更した事項
  - 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 第 51 条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
    - 二 登録証
  - 4 権限行政庁は、法第 79 条の七第 4 項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第 2 項の届出をした者に交付するものとする。

（旅客から収受する対価の公示等）

- 第 51 条の十四 自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。
- 2 前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号に掲げる自家用有償旅客運送者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
    - 一 市町村当該市町村のウェブサイトへの掲載
    - 二 特定非営利活動法人等当該特定非営利活動法人等のウェブサイト又は関係する市町村若しくは都道府県の協力を得て行う当該市町村若しくは都道府県のウェブサイトへの掲載

（旅客から収受する対価の基準）

- 第 51 条の十五 法第 79 条の八第 2 項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。
- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
  - 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
  - 三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調つていること（第 51 条の七第 2 号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）。

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

- 第 51 条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同

法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて 2 年以内に停止された者を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
  - 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（1955 年政令第 286 号）第 5 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項の適性診断を受けさせなければならない。
- 3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第 1 項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。
- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（1987 年法律第 30 号）第 42 条第 1 項の介護福祉士の登録を受けていること。
  - 二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
  - 三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 4 第 1 項第 1 号及び前項第 2 号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
- 一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 5 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 6 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

（自家用有償旅客運送自動車の特定自動運行保安員）

- 第 51 条の十六の二 自家用有償旅客運送者は、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければ、自家用有償旅客運送自動車を特定自動運行旅客運送の用に供してはならない。
- 一 当該自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員（特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいう。以下同じ。）を乗務させること。
  - 二 次に掲げる措置を講ずること。
    - イ 緊急を要する場合において、旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び自家用有償旅客運送自動車を停止させることができる装置を当該自家用有償旅客運送自動車に備えること。
    - ロ 事務所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行保安員に道路交通法施行規則（1960 年総理府令第 60 号）第 9 条の二九に規定する遠隔監視装置その他の装置を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- 一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該自家用有償旅客運送者に申し出ること。
  - 二 疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を当該自家用有償旅客運送者に申し出ること。
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員を乗務させるときは、当該特定自動運行保安員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が特定自動運行保安員であることを表示させなければならない。

(運行管理)

- 第 51 条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。
- 2 前項の責任者は、乗車定員 11 人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員 10 人以下の自家用有償旅客運送自動車 5 両以上の運行を管理する事務所（以下「特定事務所」という。）にあつては、当該特定事務所ごとに、法第 23 条第 1 項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の特定事務所にあつては、法第 23 条第 1 項の運行管理者）の中から、当該特定事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を 20（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、40）で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上選任されなければならない。
- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の十二に規定する受験資格を有する者
  - 二 道路交通法施行規則第 9 条の九第 1 項に規定する要件を備える者
  - 三 国土交通大臣が前 2 号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
- 3 第 1 項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 第 51 条の十六第 1 項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
  - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、第 51 条の十六第 2 項の規定により適性診断を受けさせること。
  - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第 51 条の十六第 3 項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
  - 四 特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、前条第 1 項の規定により自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又は遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。
  - 五 特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、特定自動運行保安員に対し、前条第 2 項の規定により同項各号に掲げる事項を遵守させること。
  - 六 第 51 条の九の規定により自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。
  - 七 第 51 条の二十の規定により、交替するための運転者を配置すること。
  - 八 第 51 条の二十一に規定する場合にあつては、同条の規定による措置を講ずること。
  - 九 自家用有償旅客運送自動車の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対し、第 51 条の二十二第 1 項から第 3 項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。
  - 十 自家用有償旅客運送自動車の運転者等に対し、第 51 条の二十二第 4 項の規定により業務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。

- 十一 第 51 条の二十三第 1 項の規定により運転者等台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- 十二 第 51 条の二十五第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- 十三 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

(運行管理の責任者の講習)

第 51 条の十八 自家用有償旅客運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならない。

(運行に関する計画)

第 51 条の十九 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第 22 条の二第 1 項に規定する最高速度違反行為、同法第 58 条の三第 1 項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第 66 条の二第 1 項に規定する過労運転及び同法第 75 条第 1 項第 7 号に掲げる行為の防止その他安全な運行の確保に留意して、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成しなければならない。

(交替するための運転者の配置)

第 51 条の二十 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

(異常気象時等における措置)

第 51 条の二十一 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、自家用有償旅客運送自動車の運転者等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

(安全な運行のための確認等及び業務記録)

第 51 条の二十二 自家用有償旅客運送者は、運行の業務に従事しようとする運転者等に対して、次に掲げる事項を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者等ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

- 一 運転者に対しては、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
  - 二 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行旅客運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況
- 2 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。
  - 3 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。
  - 4 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等が運行の業務に従事したときは、次に掲げる事項を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

- 一 運転者等の氏名
- 二 運転者等が従事した運行の業務に係る自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 運行の業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び運行の業務に従事した距離
- 四 道路交通法第 67 条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（1951 年運輸省令第 104 号）第 2 条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

（運転者等台帳）

第 51 条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとに、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第 4 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる事項を除く。）を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
  - 二 自家用有償旅客運送者の名称
  - 三 自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名、生年月日及び住所
  - 四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
    - イ 運転免許証の番号及び有効期限
    - ロ 運転免許の年月日及び種類
    - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
  - 五 第 51 条の十六第 1 項及び第 3 項に規定する要件に係る事項
  - 六 事故を引き起こした場合は、その概要
  - 七 道路交通法第 1 条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
  - 八 運転者等の健康状態
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者（特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては特定自動運行保安員。以下この項において同じ。）が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを 2 年間保存しなければならない。

（整備管理）

第 51 条の二十四 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

（事故の対応に係る責任者の選任等）

第 51 条の二十五 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において 2 年間保存しなければならない。
  - 一 運転者等の氏名
  - 二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
  - 三 事故の発生日時
  - 四 事故の発生場所

- 五 事故の当事者（運転者等を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

（損害を賠償するための措置）

第 51 条の二十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

（自家用有償旅客運送自動車に関する表示等）

第 51 条の二十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

- 一 名称
  - 二 「有償運送車両」の文字
  - 三 登録番号
- 2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 横書きであること。
  - 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ 5 センチメートル以上であること。
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

（自家用有償旅客運送自動車内の表示）

第 51 条の二十八 自家用有償旅客運送者は、第 51 条の十四第 1 項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

（旅客の名簿）

第 51 条の二十九 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

（苦情処理）

第 51 条の三十 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

- 2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して 1 年間保存しなければならない。
- 一 苦情の内容

- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

(登録証の返納)

第 51 条の三十一 自家用有償旅客運送者は、法第 79 条の登録の有効期間が満了したとき、法第 79 条の十一の届出をするとき又は法第 79 条の十二第 1 項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等（道路運送法施行令第 4 条第 1 項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長）に返納しなければならない。

(有償貸渡しの許可申請)

第 52 条 法第 80 条第 1 項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

- 一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 貸渡人の事務所の名称及び所在地
- 三 貸渡しの実施計画
- 四 貸渡しを必要とする理由

2 前項の申請書には、貸渡しをしようとする自家用自動車の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。